

**デジタル時代の著作権協議会（CCD）**  
**2018年度第5回著作物の保護と利活用に関する研究会**

**議事要旨**

日時：2019年3月15日（金）10:00～12:00

場所：CRIC会議室

議題1：講演：「著作物の教育利用に関する諸問題」

講師：瀬尾太一氏（一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事）

議題2：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会副主査・久保田裕氏

議題1：講演：「著作物の教育利用に関する諸問題」

一般社団法人日本写真著作権協会の常務理事である瀬尾太一氏による講演が行われた。  
以下概要

○「SARTRAS」とは

正式名称は「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」であり、将来、著作権等管理事業法に基づく管理事業を行うことも予定しているため、補償金「等」としている。

著作権法35条に基づく補償金を受け取る団体であり、運営を行う6つの構成協議会（著作権法で定められている全ジャンルをカバーして法の要件を満たすため、新聞教育著作権協議会、言語等教育著作権協議会、視覚芸術等教育著作権協議会、出版教育著作権協議会、音楽等教育著作権協議会、映像等教育著作権協議会を設立）と、その協議会を構成する補償金の分配先となる団体によって構成されている。

SARTRASは授業目的公衆送信補償金を収受する日本で唯一の団体であり、2019年2月15日に文化庁長官より「指定管理団体」としての指定を受けた。

○今後の流れ

- ・教育関係団体への意見聴取
- ・文化庁へ補償金の額の認可申請
- ・文化庁から文化審議会著作権分科会へ諮問
- ・文化審議会著作権分科会での審議、文化庁への答申
- ・文化庁から補償金の額の認可
- ・各学校と契約し徴収開始は2020年4月予定

○SARTRASにおける関係者フォーラムについて

SARTRASの「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局」の「検討のまとめ」に基づき、それぞれのフォーラムの活動状況を説明した。

※総合フォーラム…教育利用に関する著作権等管理協議会を構成する権利者団体及び学校種ごとに、各教育機関の設置者を代表する団体の関係者で、各団体の意見を集約したり、代表したりしていただくことのできる方を構成員とし、有識者を交え、専門フォーラムからの意見を適宜検討して、フォーラムとしての議論のとりまとめを順次行う。

#### ①専門フォーラム【補償金】

本フォーラムでは、文化庁が定める「改正著作権法 104 条の 13 第 1 項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」に関連する項目に配慮しつつ、意見交換を行った。また、教育機関における利用環境に則した補償金の在り方等についての考えが示された。

これらを踏まえ、授業目的公衆送信補償金の指定管理団体として SARTRAS が指定を受けたのにあわせ、授業目的公衆送信補償金の額を SARTRAS が第 3 回フォーラムで提案、この案に対する様々な意見を、第 4 回フォーラムで教育関係委員からいただいた。

今後は、本フォーラムで得た意見等を基に、SARTRAS 内で検討を行うとともに、WEB 意向調査を実施、教育関係団体への意見聴取や認可申請に向けた準備を進める。

#### ②専門フォーラム【普及啓発】

本フォーラムでは、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおける著作権に関する研修や、普及啓発活動の現状について共通認識を得るべく、実例の照会を受けるなどした。

また、第 3 回フォーラムにおいては、将来的な長い目で見た普及啓発活動に加え、教育における ICT 活用が早い時期から可能となるよう 2020 年 4 月から制度運用を開始するとした場合に必要な喫緊の周知の必要性についても問題提起があった。

これらを踏まえ、制度の早期定着を目指した周知を進めつつ、ICT 活用教育の促進のためにどのような普及啓発活動等が有効なのかを継続検討することとなった。

喫緊の周知活動は SARTRAS が中心となって行うとともに、今後の普及啓発活動等について、4 月以降もフォーラムでの検討を継続する。

#### ③専門フォーラム【ガイドライン】

本フォーラムでは、どこまでが授業目的公衆送信補償金の対象となる利用なのか、どのような利用方法は対象とはならないのか、を主として明らかにすべく、まずは法令や用語の理解に齟齬のないよう、「改正著作権法 35 条の解釈指針」をまとめるべく意見交換を重ねた。

その結果、一部についてはまだすり合わせの必要はある箇所を残しているものの、改正著作権法 35 条の解釈指針（中間まとめ案）として提案できる内容までをまとめることができた。また、典型例を数多く挙げることで、改正著作権法 35 条の解釈指針とセットとなる、教員等にとってわかりやすい資料作りを進める。

今後継続されるフォーラムで、本改正著作権法 35 条の解釈指針（中間まとめ案）を確定させつつ、引き続きガイドライン等の検討を行う。

#### ④専門フォーラム【ライセンス】

本フォーラムでは、権利者側が考える授業目的公衆送信補償金制度を補完するライセンスの考え方として、「基礎ライセンス」と「その他のライセンス」の提案があり、主として「基礎ライセンス」に関する意見交換を行った。

基礎ライセンス = 教育機関の現状に照らし、補償金制度と同様の簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾することを目的として SARTRAS が窓口となって行うもの。授業目的の利用における教材の共同利用、授業目的以外の利用における校内利用を対象とする。

その他のライセンス = 権利者が個別に許諾するもので、著作権法 35 条の必要と認められる限度を超える又は但書に該当する利用。

教育関係委員側からは、権利者側が基礎ライセンスの対象と考えている教材の共同利用には具体的にどのような利用があたるのか、について様々な意見が出された。

また、授業目的公衆送信補償金ではすべての著作物が対象となるのと異なり、基礎ライセンスでは、SARTRASに管理委託をした著作物等のみしか対象とならないことに対する、教育関係委員側からの懸念が示された。

教育側から挙げられた、基礎ライセンスに含まれることが望ましい利用の例や対象管理著作物に対する懸念について、SARTRAS内で検討を行い、授業目的公衆送信補償金制度の実施時期に合わせて、基礎ライセンスの許諾業務をスタートできるよう、内容や管理体制を整備する。

## 議題2：その他

### 事務局から連絡事項

2018年度は今回が最終回で、2019年度は決まり次第連絡する。

以上